

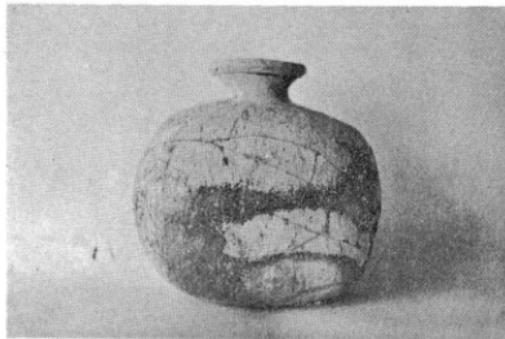
昭和四十二年

# 母神山黒島林一号古墳群調査報告

観音寺市文化財保護委員会



第1号古墳



2号古墳出土須恵器

調査関係者

鏡小筒二田小古石土三細石大近  
一  
高山井宮測西谷井居野川川西藤  
地  
歷修和嘉 義正省正賞敏 久寿  
太  
部  
員三代幸寿明光吾夫一郎巖吉夫

## 目 次

一、所 在 地	一、所 在 地	一 頁
二、発 剥	二、発 剥	一 頁
三、名称・義理古墳	三、名称・義理古墳	一 頁
四、形 狀	四、形 狽	一 頁
五、副 葬 品	五、副 著 品	一 頁
(ア) 築造場所	(ア) 築造場所	一 頁
(イ) 石 室	(イ) 石 室	一 頁
(ウ) 特 徵	(ウ) 特 徵	一 頁
六、年 代	六、年 代	一 頁
(ア) 調査上の意義	(ア) 調査上の意義	十二 頁
(イ) 構造上の意義	(イ) 構造上の意義	十三 頁
(ウ) 氏姓制度考察上の意義	(ウ) 氏姓制度考察上の意義	十四 頁
◎ あとがき	◎ あとがき	十五 頁

### 母神山黒島林一号古墳群調査報告

#### 一、所 在 地

この古墳群は、香川県觀音寺市池之尻町山越一一〇二番地の三にある。同町所在の黒島神社という延喜式内社の所有林であったので黒島林と称し、母神山の北西麓にある。最近に郵政省関係の老人ホーム建設地となりブルドーザにより整地されてしまっている。

母神山は、香川県西端の三豊平野の中央部に近く、瀬戸内海から約五軒の地点にある独立丘陵で、水田にかこまれている。面積七〇〇m<sup>2</sup>、標高九二・〇七mの山林地帯であるが戰後開墾されて果樹園になつた処も多い。花崗岩系の土質であり、地表に点々と赤色を呈した処や白色の土があるのは地下から上昇する水銀ガスの作用によるものでありHg〇・〇〇〇五%を検出する。

註 松田新男博士と矢崎澄氣博士による。

#### 二、発 剥

三谷池に面する黒島林の一部分が売却されて簡易保険郵便年金福祉事業団が加入者ホームを建設することになり、觀音寺市内の工務店が整地をするためにブルドーザで尾根を削つてその

土で両脇の谷間を埋めはじめた。神社總代の一員である土井正夫氏は工務店に何か出土するようだつたら直ちにその作業を中止して連絡するよう依頼すると共に、郷土史家石井省吾氏にブルドーザが山に入ることを連絡をした。石井氏は、熱心に注意しておられたが、円形の盛り土のような地点は削り取られてしまつたにもかかわらず何も出土しないので断念して帰宅された。ところが常識を越えて、その後ブルドーザは長い石を押し倒して二〇mも運んで谷間に落してしまつた。

この個所の作業は中止され、連絡を受けた土井氏は、石井氏と共に観音寺市教育委員会文化財保護委員会に連絡された。そこで観音寺市文化財保護委員大西久吉及び市教育委員会社会教育課職員は現況を視察し、直ちに、県教育委員会社会教育課に通知するとともに他の市文化財保護委員にも通知したのが昭和四十一年十一月十日である。工事を急いでいるので、市文化財保護委員会と黒島神社氏子總代諸氏とで緊急発掘調査を行なうことになり、市教育委員会社会教育課職員や觀音寺第一高等学校地歴部員三〇名には特に多大の労力援助を受けた。

発掘は、土壤、日曜を利用するため十二日と十三日に行なわれたが、その当時存在が判明した一號古墳だけの調査であった。

十二日には市から連絡を受けた県文化財専門委員高橋邦彦氏の視察もあった。二号古墳は十四日にブルドーザにより発見されたが、運転の手違いで石室の列石は破壊され測図できなかつたものの幸に小山修三氏によつて一号古墳と同一様式であることが確認され、かつ須恵器も採集された。この日は月曜日で生徒達も動員できず人手もなく小山氏に監視を依頼したのである。小山氏は、国学院大学大学院で考古学を専攻中であり、所用のため帰省されたとき来訪されたのを幸いに筆者は緊急発掘の事情を説明し、直に、現場に行つてもらつたのである。小山氏には一号古墳の敷石を測図する事とその他の監視を依頼したのである。小山氏に見届を観音寺警察署へ黒島神社總代富田巖氏及び合田工務店名儀で提出した。とにかく工事を急いでいたため充分な時間がとれず遺物の採集は満足すべき状態でなかつた。もつとも玄室は物凄く固く小石と白色粘土が拂き固めてあり、竹べらでは役に立たず鍬や鉄の棒で掘つても小石三個ぐらいしか取れない状態で、しかも十三日は一日中の雨で玄室内は白色粘土でぬかるみ小さい遺物は見逃がしたのもあると思われる。従つて、割れて小片になつているものが多く、一部分を失つたものが鐵器類に多い。粘土が乾いて後で再採集するつもりでいたが、工事の都合で一号古墳石室の石は十四日にブルドーザで一举に北隣の尾根に移されてしまつたので、小山氏が敷石の測図をするのもいそがしかつたくらいで、とても遺物の再採集などできなかつた。三号古墳はその後加入者ホーム敷地の東側の境を斜面になるよう整地しているうちに玄室の石の一部分が発見されたものであり、現在もそのまま敷地境界の斜面上部に残つている。四号古墳は未発掘であり封土も完全に残つてゐる。

### 三、名称、隣接古墳

地図に古墳の分布を記入してあるので参照されたい。黒島林一号古墳群とは二号、一号、三号、四号の四基をいう。そのうち四号は未発掘であり、他の三基のうちでは一号が一番大きな石を石室に用いており、形状や遺物も明確であり、他も同様式であるので一号をこの古墳群の代表古墳とし「黒島林一号古墳群」と称することにする。

五号から八号まではすぐ南隣の尾根に在り石室等は破壊されて、石も残ってなく判然とはしない。五号は奥壁の大石が一個残っているが一号とは趣を異にし、五、六、七、八号いづれも石室の位置が浅く一号群の如く玄室の上の封土が四m以上もかぶさっていたとは思えないことを理由として、五と八号は黒島林一号古墳群とは別様式のものとする。

九号は神祠を祭ってあり、様式は不明。十号、十一号、十二号は、五と八号等と共に共通性があるようであるが一号群とは異なる。やはり破壊されている。九と十二号のすぐ下の北西方には瓢箪塚という前方後円墳があり、長さ四一mで後円部高さ四・二m、標高四九・二m、前方部高さ三・七mで東南側に淮の様式を残している。更に、その下方二〇〇mに鐘子塚という高さ約四m、標高四〇・四m、直径四二mの立派な六世紀中頃の円墳があり、玄室は南北に向っている。瓢箪塚も鐘子塚も共に三豊郡内としては丁寧な築造の大形古墳の一つとして知られている。共に一号群とは異なる。

北隣の尾根には古墳がないが、一号に使用した石を五〇m標高の地点に今回移動してある。母神山は「母神山古墳群」として知られており、数十基以上の古墳があったようである。現在では測図不能なものが殆んどであるが、南北に走る頂上稜線や東西、西面の尾根の稜線上に築造されている。戦後になって筆者は母神山に關して見聞するようになつたが、いづれも横穴式石室を有するものであり、石室には、大石や小形の角ばった石を使用するもの、細長い河原石を用いたもの等であった。

今回報告する黒島林一号古墳群の如く石室に石や土がつめあって出入できない様式のものは、母神山は勿論三豊郡内にも見聞したことがない。なお、母神山に築造された古墳から出土した須恵器は、六世紀から七世紀後半に到るまでの間のものを多く見ている。

母神山古墳群は、古墳時代後期に属するものであるが、附近からは弥生式土器や土師器も出土するので、より古い古墳等が発見されることがあつてもよいと思う。新しいものとしては白鳳期の小形石室を有する古墳が行天氏農場（母神山西南麓）に出土した。

### 四、形 状

#### (7) 築造場所・封土

標高九二・〇七mの母神山頂から北西にある三谷池に向って三本の尾根が下っている。そのうちの中央の尾根の急斜面を下ると、坂はかなりゆるやかになる。やがて、標高七二mの地点

に四号が未発掘で存在している。円墳であり封土は高さ四m、長径二〇m、短径一六mで長径が尾根と同方向になつてゐる。この尾根を四号から三〇m下ると三号がある。標高六八mの地点で、封土の形状は四号や一号に似たものであつたようである。加入者ホーム敷地の東測境界の崖に石室の一部の石がブルドーザにより露見した。その尾根更に下ること五〇m、標高六二mの地点に一号がある。封土は実測できなかつたが、人々の言によれば、径は約二〇mで、やや扇円形をなし高さ約四m余りで、かつて封土の上部に広さ一m平方、深さ二m余りの穴が掘られたが、その時は石も何も出土しなかつたので掘るのをやめてしまつたそうである。一号から更に尾根を下ること四〇mで標高五七mの地点に二号がある。二号からは坂が急になり下ること五〇mで三谷池に到る。二号の封土は円墳であり、かなり荒らされていたが主体部は発掘されていなかつた。封土の大きさは明確でなく、ここも古墳ではなかろうかと思われる程度であった。

### (イ) 石室

一号について述べる。

石室の中心線は北から五〇度東に傾いており、奥壁は東北側に、美道は西南側に向つてゐる。即ち、尾根に対しほぼ直角に築造している。封土の西南端即ち美道部から約四mはなれた所に数個の須恵器群が副葬してあつた。石室の全長八・四m、奥壁の厚さ〇・三m、玄室内部の長さ三・六m、奥壁部幅一・五五m、玄室胸部幅一・八m、玄門部玄室幅一・六m、玄門入口の床面は、美道は敷石無く平坦である。玄門部は矩形の敷居石が入口幅一杯に二列に二個段連れに並べてあり、幅〇・六五mで美道床面より〇・一m高い。玄室の床面は全面に河原石を敷き、玄門部と左右壁ぎわは美道床面と同じ高さであるが、中央部はやや低くなつてゐる。(美道から奥壁を見て右側を右壁とする)左壁側は奥壁から〇・七二mの間の床面が更に〇・〇三m低く、それを画する如くに二個の小石が〇・二mの高さに左壁に接して重ねてあり、右壁側は奥壁から〇・四七mの間は床面が〇・〇七m低く、それを画して右壁から細長い石が〇・一三mの高さで奥壁にほぼ平行して置かれている。即ち、この奥壁部の床面の低い一隅が埋葬場所であり、頭は左壁側であつたと思う。但し、人骨は見当らなかつたが左壁ぎわから濃紺色のガラス小玉一個分の破片を発見した。

石室に使用した石について述べる。先づ、美門閉鎖の石はやや細長い河原石を用い數段に無造作に重ねてある。美門石は約一五〇角の柱状の石で高さ四八cm。美道の壁石は奥壁四〇cmくらいの平らな石を二段か三段重ねて三五cmないし五五cmの高さにしているが左右ともブルトーザに一部を削り去られて完形は明確でない。玄門石は二個ともブルトーザによつて最初に削り去られたが、削れた一部が少し離れた所にあつたし又敷居石や壁石が残つていたので図の如く

復元をすることができた。

玄室は一五mないし二〇mの厚さで、長さ一mぐらいの平板状の大石を一列一段に並べて造り高さは五五m前後であるが奥壁だけは高さが七五mである。玄室壁の石材は和泉砂岩系のもので部分的に少し割って整形している個所もある。この玄室の石組は一段であるが、更にこの上に石を積み重ねて一般古墳のようになつて二m余りの高さにすることは石が薄すぎて不可能だと思う。しかも盗掘破壊などされたことがないので天井石が皆無で築造されたことは間違いない。ブルートーザ運転手も封土を削り取つてしまつまで全く石はなく石（玄門石）を一回ひっかけてすぐ作業をやめたと言つている。但し、木などによる天井があつたか否かは調査開始のタイミングが悪かったので不明であるのは残念である。しかし、筆者は木等による天井も無かつたと思うが、それは後に述べる如く石室間は故意に粘土と小石とが個々搗き込まれていたからである。

石室内部の手法等について述べる。地山を石室の深さ程度（約六〇cm）に掘つて玄室等の壁石をそわせて形を作り、その壁石の内部は約五mの厚さに赤色粘土をぬりつけて壁石を固定してある。玄室は、底に敷きつめられたぎっしりと白色粘土でつないで搗き固めてある。更にこの白色層の上約三〇mの厚さ即ち、壁石の天近くまでは赤色粘土を搗き固めた層と小石を搗き固めた層を交互に五段の層にしてある。美道内部は敷石無く、赤色粘土をつめ込んである。

美門部は稍細長い河原石を積んで閉鎖してある。

このような石室内の状況では複数の死者を埋葬したとは考えられない。一人であろう。

二号について述べる。

（ア）で述べたように封土は円墳であった。直径などは不明であるが、一号とは大した差はないものと思われる。石室については基底がいささか残っていたので、様式も規模も一号とほぼ同じであった事も確認した。石室は一号に平行の方向に構築され、美道は敷石なく赤色粘土を用い、玄室部は河原石の敷石をし、その上に白色粘土でつないで小石をつめていて、天井石は無い。ただ玄室の壁石は一号の半分くらいの大きさの石を用いている点が注意をひく。須恵器だけは少し採集できた。なにしろブルートーザに押しつぶされたので以上のことしかわからない。

三号について述べる。

封土は一号や四号に似たものであったが、今は崖の一部分に位置していて破壊されている。勿論円墳である。石室の一部分の石が數個掘り出されているが、二号程度の石であり、一号の石よりは小さい。天井石はない。白色粘土等はまだ見えていない。しかし、一号と同様式だと思われる。幡葬品は採集されていない。

四号について述べる。

十

(ア)で述べたとおりの円墳であり、高さ約四m、径二〇×一六mで長軸が尾根と同方向である。この点は、一号の封土に関する人々の言を信ずるならば一号の封土とは逆方向の長軸である。未発掘であるので石室の様式等は不明であるが、封土の規模や二、一、三号との位置関係から同一古墳群として取扱うことが適当である。

#### (イ) 特徴

一号古墳群の特徴を挙げる。

平面図としてはまことに典型的な後期古墳の形態である。玄室の横幅対縦長は一・八m対三・六m即ち一対二で中央部の胸牆が最も広い。左壁端が玄門に接するところは壁面が内側にカーブして面取りの感じを出している。玄室から美門閉鎖石に到るまでの左右両壁の線は少しづつ狭くなつてゆくが、但し、玄門部の所で美道壁線が玄室壁線を見通した線よりも少し内に入つて幅が狭くなつている。

玄門の敷居石が二個並列し、美門を閉鎖する積石が多く、玄室全面に敷石をし、玄室奥壁部に接する敷石が玄室中央部床面よりは一段と低く、しかも頭部を広く足部を狭くした一角があるという点等は三豊郡内の他の後期古墳と異なる。

敷居石があるのは山本町財田西にある新羅系の「さんの山双墓」ぐらいである。美門閉鎖の石積が残っているのは他に鎌子塚があるだけである。

更に、特に著しい特徴を挙げると、

##### 1. 天井石が全面的に無いこと。

2. 玄室には白色粘土まじりの小石を下部に赤色粘土と小石の層を上部に甚だ固く擁き込んであること。

3. 全長八・四m、玄室の幅一・八m、長さ三・六mというような石室であるにもかかわらず、一、二、三号とも壁石の高さは〇・六m足らずで特に玄室の壁石は薄くて一段一列であること。即ち郡内後期古墳で最も多い型式では、玄室の横幅対縦長が一対二或は一対以上ならば高さは余りの比率であらねばならないから、一号の場合は高さが一・八m以上あるべきでしかも人間が玄室や美道の中を出入りできる立体的空间が存在すべきであるのが常識であるが、「ウ2.」の如く全く相違している。このような1.と3.の点で似ている例は河出書房発行「日本の考古学IV」古墳時代上の三四八頁に「横穴式石室の末期に属す石川県りきの宮古墳は、長さ三・五m、高さ〇・五mの矮小な石室の入口を直接石塊で封鎖し美道と天井石を省略しているが、これも八世紀までくるものではない」とあるものである。

以上列挙した1、2、3の三点は母神山は勿論のこと香川県内に於いても他に類例を見ない特徴である。

## 五、副葬品

一号と二号からの出土品は附図の如くである。三号と四号とは未発掘で出土品はない。

### (ア) 一号の副葬品

鐵器、金銀環、紡錘車、須恵器1~18が出土した。

馬具1~4は「<sup>ミツツク</sup>」等であつて三豊郡内としては珍らしい。鐵具2~3~4~5も馬具であつた。美道にあつた。

大刀1~2は切先や茎が採集できなかつたので長さは不明である。倒卵形の鐔の破片が出土している。他に刀二振分の鐵片が出土している。鐵具1は刀の部分である。いづれも玄室の左壁ぎわにあつた。

刀子1~2等七本が玄室の左壁ぎわに出土した。1では切先が、2等では茎がわかる。

鐵鎌は、小形のもの1~2等約五本分と大形のもの3~4~5~6~7等約五本分が玄室右壁ぎわで玄門近くの隅部に出土した。大形のものは鐵板を折り返えして作ったものであり、4などは鐵板が密着してなく中が遊離している。

鐵鎌は先が採集されていない。元は捻返しがある。右壁ぎわで奥壁から一尺はなれた所にあつた。これも三豊郡内唯一の出土である。

金環は一個で、小形肉細で環の内側に数条の小歯がよつていて、玄室右壁近くの中央部に出土した。

銀環は五個である。1~2は中形肉細で発掘した時は銀白色であったが現在では黒灰色になつていて、芯まで銀である。奥壁から八〇cmはなれた中央部出土である。3~4は大形肉太で普通によくある型のものであり、銅を芯にして金銀の合金をはりつけているが銀色に見える。5も同様のものであるが中形肉太で金銀合金のはりつけが殆んどはがれていて銅環のようになっている。3~4~5は左壁ぎわ中央部から出土した。

紡錘車は二個とも滑石製で、左壁ぎわの玄門部隅から出土した。1は薄くて無紋で手なれて色は黒づんでいて、2は白色の勝った薄茶色で厚形、胸部に鋸齒文が施されている。ガラス切小玉一個が奥壁部左壁ぎわから出土した。此處に被葬者の頭が安置されていたものと思うが、人骨は見当らなかつた。なお此處には鏡や剣は見当らなかつた。

須恵器1~18のうちで6~11は封土の西南部の端から出土したものであり、他是石室から出土したものである。1は美道の上辺に乗る如く置かれてあつた。5は玄室中央に置かれてあつた。他は玄室又は美道の内部から出土したものである。須恵器は概ね輪崎彌一氏作製の須恵器編年表の海北塚期に相当するようである。器形は横瓶・提瓶・台付直口瓶・杯・高杯・壺・蓋などである。

土師器は出土していない。

### (イ) 二号の副葬品

須恵器19~26の八個が採集できただけで、他のものは何も採集できなかつた。横瓶・杯・高

杯・蓋が出土している。やはり海北塚期相当のものであろう。

## 六、年代

三・四号とも一・二号と同じ頃のものと思われる。副葬品や古墳の形態・手法等からこの古墳群は六世紀末頃のものと考へる。

## 七、史的意義

(1) 調査上の意義  
緊急短日時の調査ではあつたが、一号古墳は盜掘されておらず且つ、概ね全面的に調査し得たので史料となると考えられる。

### (イ) 構造上の意義

「四ウ特徵」で説明した通り、1・2・3の特徴を有している。この様式の古墳は母神山内

でも他に存在しなく、香川県内でもまだ類例を聞かない珍しいものと考へられる。

### (ア) 氏姓制度考察上の意義

母神山は古墳群の山として知られているが、その殆んどは磐石と天井石とを以つて立体的空间を形成し、人が出入りができる状態の玄室や羨道を有する後期古墳である。しかるに一尾根を四基の古墳で独占する黒島林一号古墳群は、隣接する他の尾根の古墳と甚だ異なる構造のもの

である。したがつてこの古墳群は母神山古墳群中の一細胞であり、一氏族の古墳であると考えられる。しかも六世紀末を中心とした比較的短期間の時期のものである。これらの事項に関し極めて明確な考古学的史料を提供している点は全国的にも稀であるので、重大なる意義を有していると言わねばならない。そもそも当時の氏は、國家権力に依存することによってその生活を維持するというのではなくて、氏全員の活動によつて生活の自立を行ない、更に余裕のある氏は姓を媒介して朝廷につながり、各自の特技等を以つて、國に奉仕することを本義としていた。そうして氏内での血縁の紐帶はかなり強いものであった。このような自立的生活共同体として必要からも「氏上」<sup>フジノカミ</sup>といふ首長の役職を親子世襲に固定することは困難であり、それよりもう少し幅の広い親戚内における相続を普通と見るほうがよいと思う。この点を一号古墳群は実証していると考えられる。それは、六世紀末を中心とした時期の同一様式古墳が四基あるということである。おそらくこの時期は半世紀間ぐらいまでの間であろう。同じ母神山には大化革新の薄葬令によると思われる末期の小古墳が出土しているので、この一号古墳群の中で未発掘の四号も大化以前のものであると考えるし、又母神山頂にあった古墳の須恵器や罐子塚は六世紀中頃のものであることも参考となる。

この四基の古墳が半世紀間ぐらいで築造されたとすると、各々時間的距離は平均十数年となる。一代が三十年といふわけではないが、祖父・父・子・孫と何ものかが世襲されていったとするには各代の年数が短かすぎる。

又この古墳群が親とそのごども達だけのものとすると、親の兄弟とか祖父達の墓が近くの尾根にあるはずで、それには形態が異なりすぎるところになり不適当である。結局同一世帯関係の古墳群であるとするわけにはいけない。親子以上に広い範囲の近親関係にある人の中て氏上となつた人達のものであることになる。この点を特に明確に実証している史料である。

では、一族の者が多数いるなかで四人だけが一族の代表として一つの尾根に約半世紀間に埋葬されたのは何故であろうか。それは当時の氏族制度を考慮するならば、一小氏族の「氏上」の古墳群であると考るのが妥当である。但し、この氏が姓を朝廷から与えられていたかどうか、又どういう系統の氏であったかは今のところ不明である。また、一号古墳群の築造様式は一号古墳石室の平面図に見られる通り、後期古墳の典型的一型式を基本型としたものであるが何故この氏族だけが天井石を省略し壁の高さを極端に低く下げ、玄室等を小石を粘土で焼き固める手法を取ったのかという点も不明である。

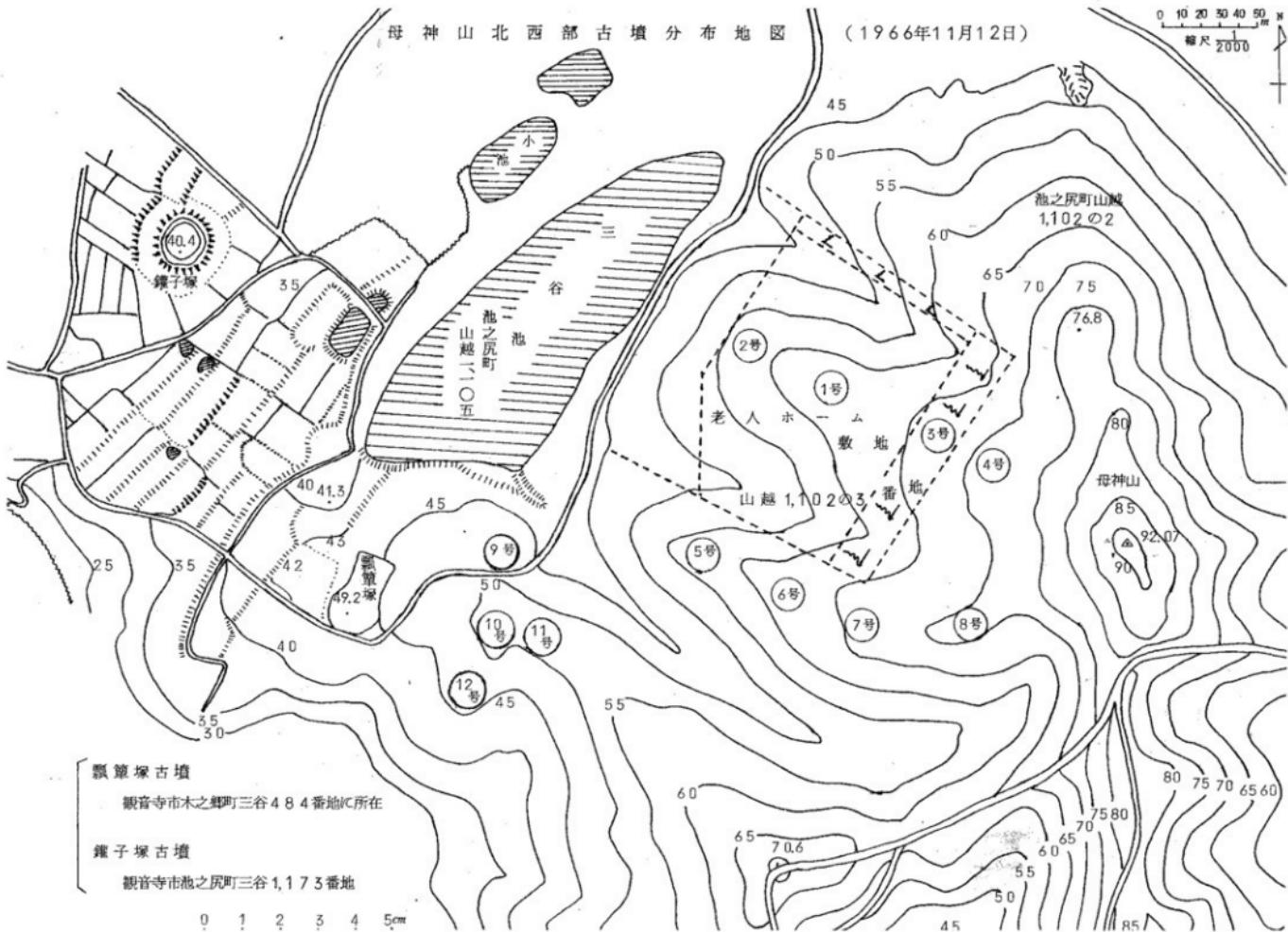
### あ と が き

緊急止むを得ない日数不足の調査であったが、有識者諸氏のご尽力により、概ね調査できたのは郷土の歴史のためまことに幸な事であった。今後とも市民各位の不断の关心によって文化財を闇に葬ることなく守ってゆかねばならないと願っている。

母神山北西部古墳分布地図

(1966年11月12日)

0 10 20 30 40 50 m  
縮尺 2000



飄簾塚古墳

観音寺市木之郷町三谷 484番地IC所在

鐘子塚古墳

観音寺市池之尻町三谷 1,173番地

0 1 2 3 4 5cm

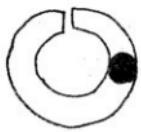


銀環 1

金環

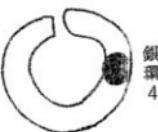


馬具 1



銀環 3

銀環 5



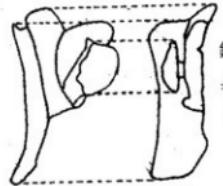
銀環 4



馬具 4



馬具 2



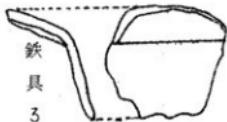
鐵具 2



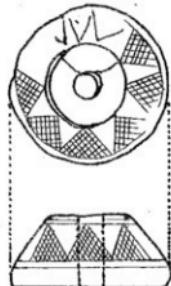
鐵具 1



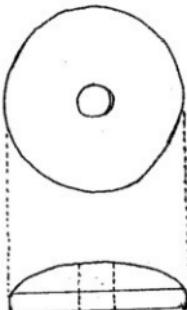
鐵具 4



鐵具 3



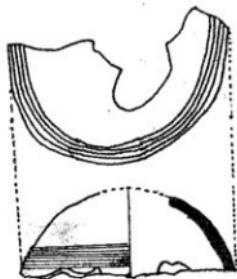
紡織車 2



紡織車 1



馬具 3



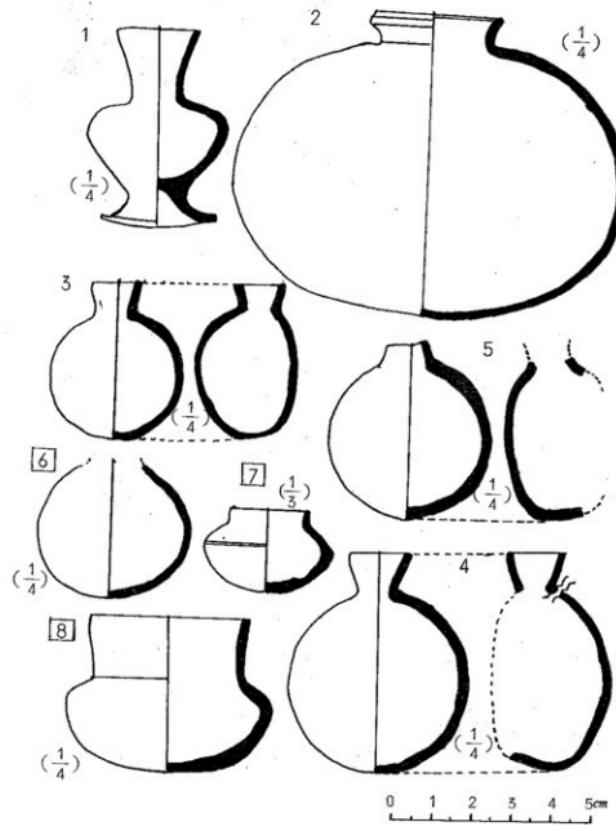
鐵具 5 (雲珠)

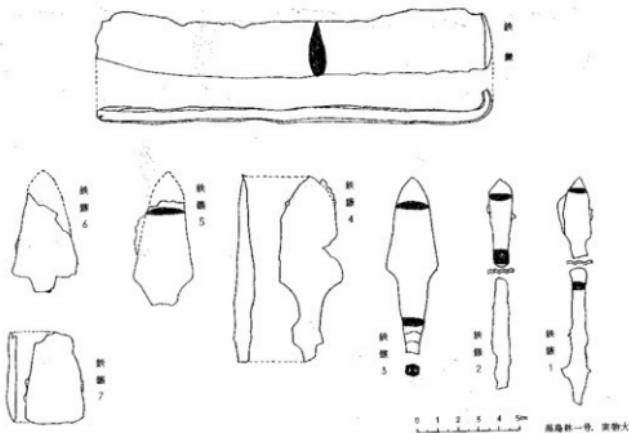
0 1 2 3 4 5cm

黑島林一号、實物

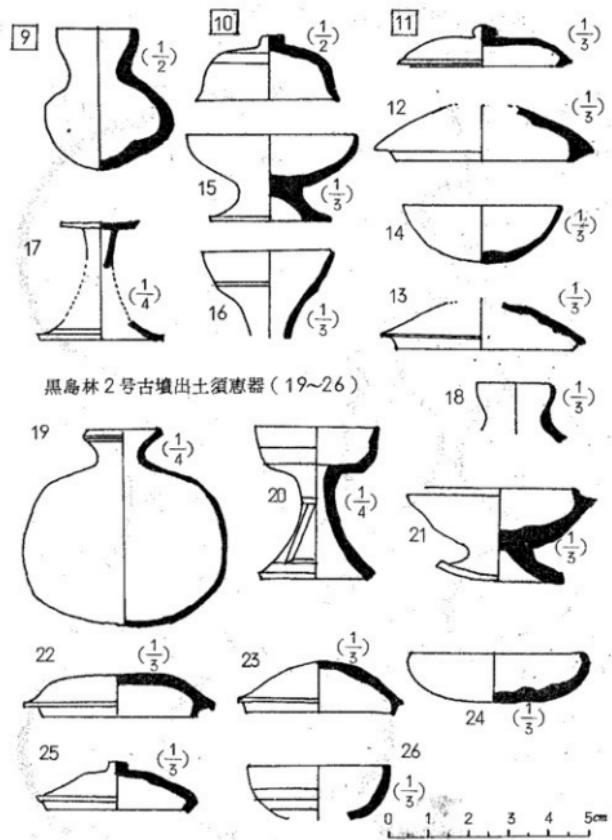
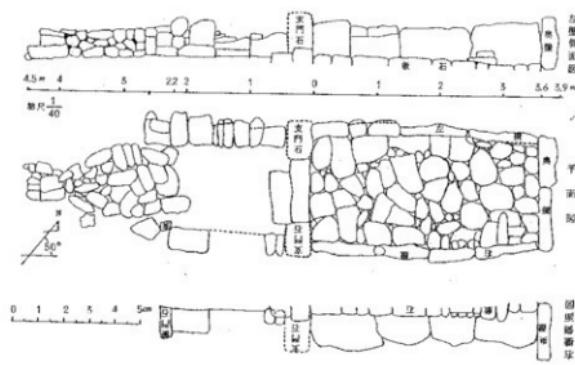
黒島林1号古墳出土須恵器(1~18)

(□印は封土の南西部焼から出土)



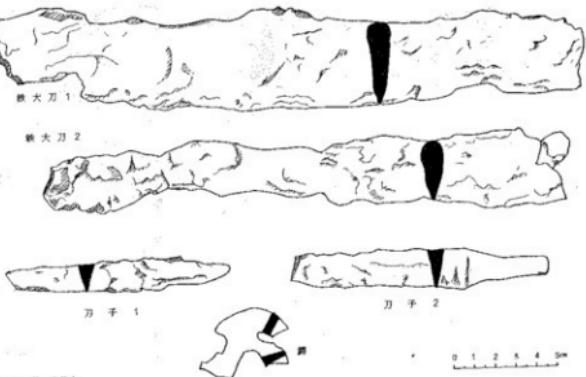


母神山黒島林1号古墳 (香川県観音寺市之町母山越110205111166.11.12)



黒島林2号古墳出土須恵器 (19~26)

正	誤	表
訂正する事項		
底に敷きつめられたのつぎに、「河原石の上を二〇遍○ 厚さに角立つた小石」を挿入		
一对以上を「一对二以上」に訂正		
義道にあつた。のつぎに「3・4ときわめて似てゐるもので鍍金してあるものが山本町大野の裏山一号古墳から出土している。」を挿入		
としてのつぎに「の」を挿入		
各々のつぎに「の」を挿入		
「氏上」のつぎに「だけ」を挿入		
「小石を」を「小石」とに訂正		
「古墳分布地図の縮尺及び鏡子塚古墳の縮尺図」を削除		
「黒島林一号実物大」を削除		
「縮尺・実物大」を削除		



高島第一号、実物大